

一般社団法人久喜市医師会、久喜市歯科医師会、久喜白岡薬剤師会との災害時の医療救護に関する協定書（比較表）

一般社団法人久喜市医師会	久喜市歯科医師会	久喜白岡薬剤師会
災害時の医療救護に関する協定書	災害時の歯科医療救護に関する協定書	災害時の医療救護に関する協定書
久喜市(以下「甲」という。)と一般社団法人久喜市医師会(以下「乙」という。)とは、災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。	久喜市(以下「甲」という。)と久喜市歯科医師会(以下「乙」という。)とは、災害時の歯科医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。	久喜市(以下「甲」という。)と久喜白岡薬剤師会(久喜市内の薬局に在勤又は市内在住の薬剤師)(以下「乙」という。)とは、災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。
(目的) 第1条 この協定は、久喜市地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者等に対して医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な事項を定めるものとする。	(目的) 第1条 この協定は、久喜市地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者等に対して歯科医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な事項を定めるものとする。	(目的) 第1条 この協定は、久喜市地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者等に対して医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な事項を定めるものとする。
(医師会救護班の派遣) 第2条 甲は、防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合、医療・救護班が組織する災害医療本部において、乙の推薦により事前に選出された医師(以下「選出医師」という。)と調整を図ったうえで、乙に対し、医師会救護班の派遣を要請するものとする。 2 前項に規定する乙が推薦する選出医師は6人程度とし、名簿を作成しておくものとする。 3 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けたときは、速やかに医師会救護班を編成し、甲の指定する救護所等に派遣するものとする。	(歯科医療救護班の派遣) 第2条 甲は、防災計画に基づき歯科医療救護活動を行う必要が生じた場合、医療・救護班が組織する災害医療本部において、乙の推薦により事前に選出された歯科医師(以下「選出歯科医師」という。)と調整を図ったうえで、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。 2 前項に規定する乙が推薦する選出歯科医師については、名簿を作成しておくものとする。 3 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けたときは、速やかに歯科医療救護班を編成し、甲の指定する救護所等に派遣するものとする。	(薬剤師の派遣要請) 第2条 甲は、防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合、医療・救護班が組織する災害医療本部において、乙の推薦により事前に選出された薬剤師(以下「選出薬剤師」という。)と調整を図ったうえで、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。 2 前項に規定する乙が推薦する選出薬剤師については、名簿を作成しておくものとする。 3 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けたときは、速やかに薬剤師を甲の指定する救護所等に派遣するものとする。

一般社団法人久喜市医師会	久喜市歯科医師会	久喜白岡薬剤師会
<p>(連絡調整)</p> <p>第3条 選出医師及び久喜市歯科医師会から選出された歯科医師並びに久喜白岡薬剤師会から選出された薬剤師の相互の調整を行う者として、選出医師の中から災害医療総合調整監を選出するものとする。</p> <p>2 災害医療総合調整監は、災害医療本部長と医療救護活動に係る連絡調整を行うものとする。</p>		
<p>(医師会救護班の業務)</p> <p>第4条 医師会救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所等において医療救護活動を行うものとする。</p> <p>2 医師会救護班の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 傷病者の傷病の程度の判定</p> <p>(2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供</p> <p>(3) 医療機関への搬送の要否及びその順位の設定</p> <p>(4) 死亡の確認</p> <p>(5) その他必要な措置</p>	<p>(歯科医療救護班の業務)</p> <p>第3条 歯科医療救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所等において歯科医療救護活動を行うものとする。</p> <p>2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 傷病者のスクリーニング(症状判別)</p> <p>(2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供</p> <p>(3) 傷病者の後方医療機関への転送の要否</p> <p>(4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力(身元確認)</p> <p>(5) 被災者に対する歯科医療の提供及び口腔ケア活動</p> <p>(6) その他必要な措置</p>	<p>(派遣薬剤師の業務)</p> <p>第3条 乙により派遣された薬剤師(以下「派遣薬剤師」という。)は、災害時に設置する救護所及び医薬品の集積場所等において、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導</p> <p>(2) 救護所及び医薬品等の集積場所における医薬品等の仕分け、管理</p> <p>(3) その他医療救護活動において必要な業務</p>
<p>(医師会救護班の輸送)</p> <p>第5条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医師会救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。</p>	<p>(歯科医療救護班の輸送)</p> <p>第4条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。</p>	<p>(派遣薬剤師の輸送)</p> <p>第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、派遣薬剤師の輸送について必要な措置をとるものとする。</p>

一般社団法人久喜市医師会	久喜市歯科医師会	久喜白岡薬剤師会
<p>(医薬品等の確保)</p> <p>第6条 乙が派遣する医師会救護班が使用する医薬品等は、当該医師会救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。</p>	<p>(医薬品等の確保)</p> <p>第5条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。</p>	<p>(医薬品等の確保)</p> <p>第5条 救護所等で使用する医薬品等は、原則として甲が確保するものとする。</p>
<p>(医療費)</p> <p>第7条 救護所における医療費は、無料とする。 2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。</p>	<p>(医療費)</p> <p>第6条 救護所における医療費は、無料とする。 2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。</p>	<p>(調剤費)</p> <p>第6条 救護所における調剤費は、無料とする。</p>
<p>(費用弁償)</p> <p>第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。 (1) 医師会救護班の編成及び派遣に要する経費 (2) 医師会救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費 (3) 医師会救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費 (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費 2 前項に定める費用の額については、別に定める。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第7条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。 (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費 (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費 (3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費 (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費 2 前項に定める費用の額については、別に定める。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。 (1) 薬剤師の派遣に要する経費 (2) 派遣薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費 (3) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費 2 前項に定める費用の額については、別に定める。</p>
<p>(訓練)</p> <p>第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。</p>	<p>(訓練)</p> <p>第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。</p>	<p>(訓練)</p> <p>第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。</p>
<p>(細則)</p> <p>第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。</p>	<p>(細目)</p> <p>第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。</p>	<p>(細目)</p> <p>第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。</p>

一般社団法人久喜市医師会	久喜市歯科医師会	久喜白岡薬剤師会
<p>(協議) 第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定 に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議 のうえ、定めるものとする。</p>	<p>(協議) 第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定 に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議 のうえ、定めるものとする。</p>	<p>(協議) 第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定 に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議 のうえ、定めるものとする。</p>
<p>(有効期間) 第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期 間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれから も何ら意思表示がなされないときは、有効期間満 了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長 されるものとし、以降も同様とする。</p>	<p>(有効期間) 第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期 間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれから も何ら意思表示がなされないときは、有効期間満 了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長 されるものとし、以降も同様とする。</p>	<p>(有効期間) 第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期 間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれから も何ら意思表示がなされないときは、有効期間満 了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長 されるものとし、以降も同様とする。</p>
<p>この協定の成立を証するため、本協定書を2通作 成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有 する。</p>	<p>この協定の成立を証するため、本協定書を2通作 成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有 する。</p>	<p>この協定の成立を証するため、本協定書を2通作 成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有 する。</p>
<p>平成29年 1月27日</p> <p>久喜市下早見85番地の3 甲 久喜市 久喜市長 田中 暄二 印</p> <p>久喜市本町5丁目3番19号 乙 一般社団法人久喜市医師会 会 長 浅川 実 印</p>	<p>平成29年 1月27日</p> <p>久喜市下早見85番地の3 甲 久喜市 久喜市長 田中 暄二 印</p> <p>久喜市古久喜155番地2 乙 久喜市歯科医師会 会 長 金子 君雄 印</p>	<p>平成29年 1月27日</p> <p>久喜市下早見85番地の3 甲 久喜市 久喜市長 田中 暄二 印</p> <p>久喜市本町1丁目1番12号 乙 久喜白岡薬剤師会 会 長 池上 栄一 印</p>